

事 務 連 絡
令和8年8月17日

熊本県 災害救助担当主管部（局） 御中
熊本県 廃棄物主管部 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付

環境省環境再生・資源循環局
環境再生担当参事官付
災 害 廃 棄 物 対 策 室

令和8年熊本地震に伴う応急仮設住宅に関する
家屋の解体に係る申込みの取扱いについて（周知）

令和8年熊本地震で被災した方々の応急的な住まいの確保に関し、令和8年8月10日付けで貴県が公表した「令和8年熊本地震に係る熊本県賃貸型応急住宅実施要綱」及び「令和8年熊本地震に係る熊本県賃貸型応急住宅事務処理要領」において、応急仮設住宅の入居要件（以下「入居要件」という。）のうち、住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方については、入居申込時の添付書類として、受付済みの公費解体・撤去の申込書又は自宅を解体することが分かる契約書の写し等の提出が求められています。

一方で、現時点で、各市町村において公費解体・撤去の準備中であり、申請の受付を開始していません。交付を受けた罹災証明で半壊の方が、公費解体・撤去に申し込んだ場合、公費解体・撤去が受け付けられないことはありませんが、公費解体・撤去を窓口で受け付ける場合、公費解体・撤去マニュアル第6版（令和8年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び県が示したチェックリスト等を基に市町村が定める申請書他の書類を提出いただき、確認することとしています。これらのことから、市町村が公費解体・撤去の申請の受付を開始するまでに一定の期間を要する場合は、受付を開始する前でも、応急仮設住宅の入居申込み時に、公費解体・撤去マニュアル第6版に示す様式第1号（共通提出書類）をもって、受付済みの公費解体・撤去の申込書等に代えることで差し支えありません。

なお、家屋を解体等することにつき慎重に判断されたい被災者に対しては、やむを得ない解体のみを推奨することなく、その方に合った応急的な住まいの確保や恒久的な住まいの確保その他の支援の在り方の検討、案内や伴走支援をお願いします。

貴県におかれましては、貴庁内関係部局及び事務委任をされる貴管内市町村に対して周知方よろしくお願いいたします。

以上

【応急仮設住宅に係る問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
担当：藤田、光井、石川
TEL：03-3503-9394（直通）

【公費解体制度に係る問合せ先】
環境省環境再生・資源循環局
環境再生担当参事官付災害廃棄物対策室
担当：田中、野口
TEL：03-5521-8358（直通）

様式第1号（共通提出書類）

公費解体・撤去に関する申請書

令和 年 月 日

【市町村】長

申請者（損壊家屋等の所有者又は受任者）

ふりがな		
氏 名 (法人名称・代表者氏名)		
家屋等所有者との関係		☐ 本人 ☐ 本人以外 ()
住民票住所 (事業所所在地)		〒
避難先住所 (決定通知等送付先)		〒
電話番号	自宅 : _____ 携帯 : _____	

【災害名】により損壊した家屋等の解体・撤去について申請します。

- ## 1. 解体・撤去を希望する損壊家屋等の所在地

2. 解体・撤去を希望する損壊家屋等の所有者の氏名（共有名義の場合は代表者の氏名）

- ### 3. 解体・撤去を希望する損壊家屋等の数

[illegible]

4. 解体・撤去を希望する住宅等の罹災証明書又は被災証明書の取得 ☐取得済み、☐未取得

- ## 5. 確認事項

- ①本申請の対象の損壊家屋等（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。）の解体・撤去に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者等）の同意を得ており、【市町村名】及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起はしません。
- ②損壊家屋等の解体・撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確認します。
- ③損壊家屋等の解体・撤去の実施のため、【市町村】及びその委託を受けた者が本申請書の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。
- ④本申請書に記載された個人情報その他の情報については、【市町村】が関与する災害対応関連の事業に提供することを同意します。
- ⑤本申請書に関する内容を確認するため、【市町村】の各課室及び関係する行政機関から必要な情報の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄